

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に採用され、営業職として業務に従事していた。被災者は、平成〇年〇月〇日の午前中年次休暇を取得した後、出勤したが、同日15時55分頃、就労中に突然頭痛を訴え、B病院に救急搬送されたところ「脳幹出血」と診断され、療養を行っていたが、同月〇日死亡した。

請求人は、被災者は心身に過度の負担のかかる業務が原因で死亡したものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 被災者に発症した疾病は「脳幹出血」(以下「本件疾病」という。)であり、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号)(以下「認定基準」という。)に示されている対象疾病に該当する。当審査会としても、認定基準を妥当と認めるので、以下、認定基準に基づき検討する

(2) 脳出血の発症を高める危険因子としては、高血圧、大量飲酒、低コレステロール血症、肥満などが挙げられており、特に高血圧が最大の危険因子とされている。なお、脂質異常症は脳梗塞の危険因子ではあるものの、脳出血の危険因子ではないとされている。以上に加えて年齢も脳出血の発症に関わる重要な因子である。我が国における代表的疫学研究である久山町研究によれば、30歳台での脳出血の発症は40歳台以降に比べ格段に低いことが示されている。

以上を踏まえて、被災者についてみると、健康診断において高血圧を指摘されているものの、健康診断における担当医のコメントは、「血圧が高めです。3か月以内に再検査を受けてください。」というものであり、高血圧とは診断されていない。これは、おそらく、被災者において心電図上の左心室肥大、胸部X線上の心陰影拡大などの高血圧にしばしば伴う異常所見を認めなかったことから、いわゆる「白衣高血圧」の可能性を否定できないと判断したものと推測される。したがって、被災者が高血圧に罹患していたとしても軽症高血圧と考えられ、被災者の死亡時年齢が36歳と脳出血の発症率の低い年齢であったことを考慮すると、被災者において脳出血を発症する危険性が格段に高かったとは必ずしもいえない。

しかし、我が国における30歳台における脳出血発症は少ないとはいえ、近

年増加傾向にあると指摘されており、高度の肥満を有していた被災者において業務による過重負荷の有無にかかわらず、高血圧に起因する脳出血によって死亡した可能性は否定出来ない。

- (3) 請求人らは被災者の集金を目的とするC出張について、当初1週間であったが上司の命令で3週間と長期間に及び、被災者を疲弊させたと主張しているが、被災者自筆の出張命令書に当該出張の期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日と記載されていることから、当初より〇月〇日までであったことが認められ、請求人らの主張は当たらない。また、Dからの連絡により200万円の未払い金の回収を命じられたことから、〇月〇日まで出張が延びたものであると主張しているが、命令後直ちに集金業務は終了したと認められることから、精神的、肉体的に負荷の過大な困難な業務であったとは認められず、請求人らの主張を認めることはできない。
- (4) 請求人らは飛行機などによる移動時間等も就労時間として労働時間に加算すべきとも主張するが、労働時間とは一般に、使用者の指揮命令下にある時間であり、本件において、移動時間等を直接労働時間に加算すべき時間とみることはできない。
- (5) 被災者は、会社に勤務する傍ら、2社の代表取締役を兼務していることが認められる。これについて、請求人らは名義を貸しているのみで実際に業務は行っていないと述べているが、請求人によれば両社に対し数千万円にも及ぶ出資をしていたことが認められ、かつ、両社と会社との間には被災者の業務に関連した取引があったことが認められることから、単に名義のみ貸していたとは考え難く、両社に関わる業務を行っていた可能性が否定できない。また、請求人が被災者にとって過重負荷の一つの要因になったと主張する度重なる出張は、少なくとも一部の業務は被災者が代表取締役であった2社に関わるものが含まれていた可能性もあると考えられる。この点、部下のEは聴取書の中で被災者のタイムカードに記載された行き先と、携帯電話の発信記録による発信地の齟齬を挙げている。また、被災者が工場へ行くといって出かけた後に被災者と連絡を取らなければならない用事があった、工場へ直接連絡したところ、被災者は来ていないと言われたこともあった旨をFも述べている。さらに、Eは、コミックのイベント時に会社のブースではなく、Gの出店ブースで売り子をしていた被災者を目撃した人がいるとも述べている。

以上のことから、被災者には会社の業務とは別に会社の指揮命令とは異なる他社での労働が加わったことにより、精神的、肉体的に過重な負荷となった可能性が否定できない。

(6) 以上みたところにより、業務による過重負荷が認められないことから、当審査会としても、決定書第2の2の(2)に説示したとおり、「発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にしうる異常な出来事」に遭遇した事実はなく、本件会社において発症前1週間、発症前おおむね6か月間を見ても長時間の時間外労働時間は認められず「短期間の過重業務及び長期間の過重業務」に就労した事実が認められないことについては妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は、業務上の事由によるものと認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。